



石川労働局一般公示第5号

登録ボイラー実技講習機関の廃止の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する同法第49条に規定する届出があったので、同法第112条の2第2項第2号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第19条の24の46に基づき、下記のとおり公示する。

記

- | | |
|---------------------|--------------|
| 1 登録ボイラー実技講習機関の名称 | 金沢職業能力訓練センター |
| 2 登録ボイラー実技講習機関の住所 | 金沢市田上町公1番地 |
| 3 代表者職氏名 | センター長 山縣 一光 |
| 4 廃止するボイラー実技講習業務の範囲 | 全部 |
| 5 廃止年月日 | 令和8年3月31日 |
| 6 登録番号 | 第1号 |

令和8年4月20日

石川労働局長

